令和６年(２０２４年)３月１１日
厚　生　委　員　会　資　料
地域支えあい推進部地域活動推進課

区民活動センター集会室等における飲食ルールの試行について

新型コロナウイルス感染症の５類移行後、区民活動センターを拠点とした多種多様な地域活動が活発になってきたことから、区民活動センター集会室等での飲食を「原則禁止」と定めている利用ルールについて、改善を求める声が多く寄せられている。これを受け、新たな飲食に関するルールを試行的に運用することとなったので、報告する。

１．背景

区民活動センターの集会室等における飲食の取扱に関して、子ども食堂や高齢者等のサロンなど飲食を伴う事業が実施されている一方で、一般団体の利用などは飲食禁止としている区民活動センターがある。

また、政策助成を受けて健全育成活動を実施している団体等からは、活動に付随した飲食については認めてほしいといった声が寄せられている。

２.飲食ルールについて

１．における課題に対応するため、区民活動センター集会室の利用に関して、期間を定め、試行的に飲食ルールの運用を行い、利用状況等を検証の上、飲食ルールを確定していく。

（１）基本的事項

「活動に付随する飲食については、他の利用者への迷惑とならない範囲で行い、ごみは必ず持ち帰ることとし、後始末を確実に行うことを条件に認めることとする。」

なお、試行的飲食ルールの運用にあたっては、「中野区区民活動センター条例」を踏まえ、ごみの片付け等の徹底を利用者へ促していく。

（２）例外対応等について

各区民活動センターにおいて、飲食を認めることにより施設管理上支障があると判断される部屋（例：音楽室や絨毯が敷いてある部屋等）がある場合は、運営委員会と協議の上、区が決定し、個別に飲食不可の部屋を設けられることとする。

（３）ロビーでの飲食について

ロビーでの飲食は原則可とする。ただし、各区民活動センターの実状に応じて運営委員会と協議の上、区が決定し、飲食不可の運用も行えることとする。

３．試行期間

令和６年３月１日（金）～５月３１日（金）

４．実施施設

１５区民活動センター（分室含む）

５．周知方法

（１）区民活動センター運営委員会及び窓口事業者（夜間休日対応事業者含む）

通知文等を送付することにより、周知を行った。

（２）利用団体

２月１９日実施の抽選会で説明した他、施設内にポスターを掲示した。併せて、実施期間中は受付窓口でチラシを配架する。

６．今後のスケジュール

３月１日～	試行的飲食ルールの運用開始（５月末まで）
６月上旬	検証及び飲食ルールの確定
６月１７日	抽選会にて利用団体へ再周知
７月１日～	確定後の飲食ルールの運用開始